

昭和二十五年厚生省令第二十一号

生活保護法施行規則

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第二十八条第二項、第四十四条第二項及び第五十条第二項、第五十三条第三項、第七十三条第二項並びに第八十二条の規定に基き、生活保護法施行規則を次のように定める。

(申請)

第一条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十号)以下「法」という。)第二十四条第一項

(同条第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による保護の開始の申請は、保護の開始を申請する者(以下「申請者」という。)の居住地又は現在地の保護の実施機関に対して行うものとする。

2 保謹の実施機関は、法第二十四条第一項の規定による保護の開始の申請について、申請者が申請する意思を表明しているときは、当該申請が速やかに行われるよう必要な援助を行わなければならぬ。

3 法第二十四条第一項第五号(同条第九項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 要保護者の性別、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項)に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

二 その他必要な事項

4 法第十五条の二第一項に規定するところの介護扶助(同条第二項に規定する居宅介護又は同条第五項に規定する介護予防に限る。)を申請する者は、法第十五条の二第三項に規定する居宅介護支援計画又は同条第六項に規定する介護予防支援計画の写しを添付しなければならない。ただし、介護保険法(平成九年法律第二百二十三条)第九条各号のいずれにも該当しない者であつて保護を要するものが介護扶助の申請を行う場合は、この限りでない。

5 法第十八条第二項に規定する葬祭扶助を申請する者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関(法第十八条第二項第二号に掲げる場合にあつては、当該死者の生前の居住地又は現在地の保護の実施機関)に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。

- 二 申請者の氏名及び住所又は居所亡時の住所又は居所及び葬祭を行う者との関係

- 三 葬祭を行うために必要とする金額

- 四 法第十八条第二項第二号の場合は、遺留の金品の状況

- 五 保護の実施機関は、第四項又は前項に規定する書類又は申請書のほか、保護の決定に必要な書類の提出を求めることができる。

- (扶養義務者に対する通知)

- 六 保護の実施機関が、當該扶養義務者に対する通知のいずれにも該当する場合に限り、行うものとする。

- 一 保護の実施機関が、當該扶養義務者に対する通知の費用の徴収を行う蓋然性が高いと認めた場合

- 二 保護の実施機関が、申請者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一条)第一條第一項に規定する配偶者からの暴力を受けているものと認められた場合

- 三 前各号に掲げる場合のほか、保護の実施機関が、當該通知を行うことにより申請者の自立に重大な支障を及ぼすおそれがないと認められた場合

- 四 法第二十四条第八項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 申請者の氏名

- 二 前号に規定する者から保護の開始の申請があつた日

- (報告の求め)

- 三 前号に規定する者から保護の開始の申請があつた日

- (報告の求め)

- 四 法第三十四条第五項の厚生労働省令で定める方法

- 五 法第三十四条第五項の厚生労働省令で定める方法

- 六 法第三十四条第五項の厚生労働省令で定める方法

- 七 法第三十四条第五項の厚生労働省令で定める方法

- 八 法第三十四条第五項の厚生労働省令で定める方法

- 九 法第三十四条第五項の厚生労働省令で定める方法

- 十 法第三十四条第五項の厚生労働省令で定める方法

- 十一 法第三十四条第五項の厚生労働省令で定める方法

- 十二 法第三十四条第五項の厚生労働省令で定める方法

- 十三 法第三十四条第五項の厚生労働省令で定める方法

- 十四 法第三十四条第五項の厚生労働省令で定める方法

- 十五 法第三十四条第五項の厚生労働省令で定める方法

- 十六 法第三十四条第五項の厚生労働省令で定める方法

- 十七 法第三十四条第五項の厚生労働省令で定める方法

- 十八 法第三十四条第五項の厚生労働省令で定める方法

- 十九 法第三十四条第五項の厚生労働省令で定める方法

- 二十 法第三十四条第五項の厚生労働省令で定める方法

- 自立に重大な支障を及ぼすおそれがないと認めた場合

(立入調査票)

第四条 法第二十八条第三項の規定によつて当該職員の携帯すべき証票は、様式第一号による。

(後発医薬品)

第四条の二 法第三十四条第三項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外の医薬品とする。

一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条の四第一項第二号に掲げる医薬品

二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条の四第一項第二号に掲げる医薬品

三 市町村は、その区域外に保護施設を設置しようとするときは、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の同意書を提出しなければならない。

四 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

五 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

六 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

七 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

八 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

九 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

十 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

十一 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

十二 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

十三 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

十四 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

十五 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

十六 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

十七 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

十八 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

十九 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

二十 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

- (法第三十四条第六項の厚生労働省令で定める方法)

第四条の四 法第三十四条第六項の厚生労働省令で定める方法は、利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十ニ号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を送信する方法とする。

(設置の届出)

第五条 法第四十条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第四十一条第二項各号に掲げる事項(市町村が設置する場合にあつては、第二号及び第三号に掲げる事項を除く。)とする。

六 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の同意書を提出しなければならない。

七 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

八 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

九 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

十 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

十一 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

十二 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

十三 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

十四 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

十五 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

十六 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

十七 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

十八 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

十九 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

二十 地方独立行政法人は、法第四十条第二項の規定による届出の際、その施設を設置しようとする区域の市町村の意見書を提出しなければならない。

(廃止等の報告)

第七条 市町村又は地方独立行政法人が、その設置した保護施設を法第四十条第三項の規定により廃止し、又はその事業を縮小し、若しくは休止したときは、その旨を、速やかに、設置の届出を受理した都道府県知事に報告しなければならない。

八 都道府県が、その区域内に設置した保護施設を法第四十条第三項の規定により廃止し、又はその事業を休止したときは、その保護施設の所在地の都道府県知事及び市町村長にその旨を、速やかに、通知しなければならない。

九 都道府県が、その区域内に設置した保護施設を法第四十条第三項の規定により廃止し、又はその事業を休止したときは、その保護施設の所在地の市町村長にその旨を、速やかに、通知しなければならない。

十 都道府県が、その区域内に設置した保護施設を法第四十条第三項の規定により廃止し、又はその事業を休止したときは、その保護施設の所在地の市町村長にその旨を、速やかに、通知しなければならない。

十一 都道府県が、その区域内に設置した保護施設を法第四十条第三項の規定により廃止し、又はその事業を休止したときは、その保護施設の所在地の市町村長にその旨を、速やかに、通知しなければならない。

十二 都道府県が、その区域内に設置した保護施設を法第四十条第三項の規定により廃止し、又はその事業を休止したときは、その保護施設の所在地の市町村長にその旨を、速やかに、通知しなければならない。

十三 都道府県が、その区域内に設置した保護施設を法第四十条第三項の規定により廃止し、又はその事業を休止したときは、その保護施設の所在地の市町村長にその旨を、速やかに、通知しなければならない。

十四 都道府県が、その区域内に設置した保護施設を法第四十条第三項の規定により廃止し、又はその事業を休止したときは、その保護施設の所在地の市町村長にその旨を、速やかに、通知しなければならない。

十五 都道府県が、その区域内に設置した保護施設を法第四十条第三項の規定により廃止し、又はその事業を休止したときは、その保護施設の所在地の市町村長にその旨を、速やかに、通知しなければならない。

十六 都道府県が、その区域内に設置した保護施設を法第四十条第三項の規定により廃止し、又はその事業を休止したときは、その保護施設の所在地の市町村長にその旨を、速やかに、通知しなければならない。

十七 都道府県が、その区域内に設置した保護施設を法第四十条第三項の規定により廃止し、又はその事業を休止したときは、その保護施設の所在地の市町村長にその旨を、速やかに、通知しなければならない。

十八 都道府県が、その区域内に設置した保護施設を法第四十条第三項の規定により廃止し、又はその事業を休止したときは、その保護施設の所在地の市町村長にその旨を、速やかに、通知しなければならない。

を除く。)に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療所(指定訪問看護事業者等を含む。)又は薬局にあつては第十条第二項各号各号(第六号を除く。)に掲げる事項とし、法第五十四条の二第一項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院にあつては第十条の六第一項各号(第四号を除く。)に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第二項各号(第六号を除く。)に掲げる事項とし、法第五十五条第一項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第十条の八第一項第一号及び第三号に掲げる事項(次項第一号において「届出事項」という。)とする。

法第五十条の二の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。

一 届出事項に変更があつたときは、変更があつた事項及びその年月日

二 事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、その旨及びその年月日

三 前項の規定による厚生労働大臣又は都道府県知事への届出(指定介護機関並びに指定助産機関及び指定施術機関に係るもの)を除く。)は、同時に保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第八条第一項又は第二項の規定による届出を行おうとする場合には、当該届出に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局等を経由して行うことができる。この場合においては、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第八条第一項又は第二項の規定による届出に係る書面に併記して行うものとする。

指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関(以下「指定医療機関等」という。)は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十二条第四項、第七十五条第一項若しくは第七十五条の二第一項、医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第七条第一項、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第七条第一項、介護保険法第七十七条第一項、第七十八

条の十第一項、第八十四条第一項、第九十二条
第一項、第一百一条、第二百二条、第三百三条第三
項、第四百四条第一項、第二百四十四条第一項、第二
百四十六条第一項、第二百五十五条の九第一項、第
一百五十五条の十九第一項、第二百五十五条の二十九第
一項若しくは第二百五十五条の三十五第六項、保健
師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三
号）第十四条第一項、あん摩マツサージ指圧
師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二
十二年法律第二百十七号）第九条第一項若しく
は第十一条第二項又は柔道整復師法（昭和四十
五年法律第十九号）第八条第一項若しくは第二
十二条に規定する処分を受けたときは、その旨
を記載した届書により、十日以内に、法第四十
九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一
項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知
事に届け出なければならない。
(変更等の告示)

第十五条 法第五十一条第一項（法第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

前項の規定による地方厚生局長又は都道府県知事への届出（指定介護機関並びに指定助産機関及び指定施設機関に係るものを除く。）は、同時に健康保険法第七十九条第一項の規定により保険医療機関又は保険薬局の指定を辞退しようとする場合には、当該辞退の申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局等を経由して行うことができる。この場合においては、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第十条第一項の規定による申出に係る書面に併記して行うものとする。

（辞退等に関する告示）

条の十第一項、第八十四条第一項、第九十二条第一項、第一項、第一百一条、第二百二条、第三百三十条第三項、第四百四条第一項、第二百十四条第一項、第二百四十六条第一項、第二百十五条の九第一項、第二百五十五条の十九第一項、第二百十五条の二十九第一項若しくは第二百十五条の三十五第六項、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十四条第一項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百一十七号）第九条第一項若しくは第十一条第一項又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第八条第一項若しくは第二十二条に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、十日以内に、法第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。
(変更等の告示)
(指定の辞退)

第十八条 都道府県知事が法第五十四条の二(第五項及び第六項において準用する法第五十三条第一項の規定により介護の報酬の審査を行うこととしている場合においては、指定介護機関は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令(平成十二年厚生省令第二十号)の定めるところにより、当該指定介護機関が行つた介護に係る介護の報酬を請求するものとする。

2 前項の場合において、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、当該指定介護機関に対し、都道府県知事が介護保険法第二百七十九条に規定する介護給付費等審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その介護の報酬を支払うものとする。

(厚生労働省令で定める安定した職業)

第十八条の二 法第五十五条の四第一項の厚生労働省令で定める安定した職業は、おおむね六月

(情報の提供の求め)

第十六条の二 都道府県知事は、地方厚生局長又は地方厚生支局长に対し、法第四十九条の指定、法第四十九条の三第一項の指定の更新又は法第五十五条第二項の指定の取消し若しくは効力の停止を行うために必要な情報の提供を求めることができる。

(診療報酬の請求及び支払)

第十七条 都道府県知事が法第五十三条第一項(法第五十五条の二において準用する場合を含む。)の規定により医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定医療機関(医療保護施設を含む。(この条において以下同じ。))は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に關する命令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)又は訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に關する命令(平成四年厚生省令第五号)の定めるところにより、当該指定医療機関が行つた医療に係る診療報酬を請求するものとする。

前項の場合において、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、当該指定医療機関に対し、都道府県知事が當該指定医療機関の所在する都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に設けられた審査委員会又は社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める特別審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。

二 被保護者の氏名、住所又は居所及び個人番号

三 保護を必要としなくなつた事由

二 その他必要な事項

法第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、前項に規定する申請書のほか、就労自立給付金の支給の決定に必要な書類の提出を求めることができる。

(就労自立給付金の支給)

第十八条の五 就労自立給付金は、厚生労働大臣が定める算定方法により算定した金額を、世帯を単位として保護の廃止の決定の際に支給するものとする。

(三年以内に就労自立給付金の支給を受けた被保護者への不支給)

第十八条の六 就労自立給付金は、就労自立給付金の支給を受けた日から起算して三年を経過しない被保護者には支給しないものとする。ただし

以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められるものとする。

(厚生労働省令で定める事由)

第十八条の三 法第五十五条の四第一項の厚生労働省令で定める事由は、次に掲げるものとする。

- 一 被保護者が事業を開始し、おおむね六月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められること。
- 二 就労による収入がある被保護世帯において、当該就労による収入の増加により、おおむね六月以上最低限度の生活を維持するため必要な収入を得ることができると認められること。

三 就労による収入以外の収入を得ている被保護世帯において、当該世帯に属する被保護者が職業（前条に規定する安定した職業を除く。）に就いたことにより、おおむね六月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められること。

(就労自立給付金の支給の申請)

第十八条の四 就労自立給付金の支給を受けようとする被保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を法第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

し、法第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者が当該被保護者が就労自立給付金の支給を受けることにつきやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

(進学・就職準備給付金の支給の対象者)

は、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者であつて、法第五十五条の五第一項第一号に該当する者にあつては第一号及び第二号に掲げるもの（同項第二号に該当する者にあつては第三号から第六号までに掲げるもの）とする。

一 保護の実施機関が、高等学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校（以下「高等学校」という。）、中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）若しくは特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）（いずれも同法第五十八条第一項（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する専攻科及び別科を除く。）又は同法第一百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校（高等学校に準ずると認められるものに限る。）をいう。以下同じ。）に就学することが被保護者の自立を助長することに効果的であるとして、就学しながら保護を受けることができると認めた者（以下「高等学校等就学者」という。）であつて、当該高等学校等を卒業し又は修了した後直ちに特定教育訓練施設に入学しようとするもの

二 高等学校等就学者であつた者（災害その他やむを得ない事由により、高等学校等を卒業し又は修了した後直ちに特定教育訓練施設に入学することができなかつた者に限る。）であつて、当該高等学校等を卒業し又は修了した後一年を経過するまでの間に特定教育訓練施設に入学しようとするもの

三 高等学校等就学者であつて、当該高等学校等を卒業し又は修了した後引き続いて第十八条の八の二に規定する安定した職業に就こうとするもの（これに準ずる者として第十八条の八の三各号に掲げるものを含む。以下この条において同じ。）

高等学校等就学者であつて、当該高等学校等を卒業し又は修了した後引き続いて就職に必要な知識及び技能の習得（支給機関が被保護者の自立を助長することに効果的であると認めるものに限る。第六号において同じ。）を行い、その後引き続いて第十八条の二に規定する安定した職業に就こうとするもの五 高等学校等就学者であつた者（災害その他やむを得ない事由により、当該高等学校等を卒業し又は修了した後引き続いて第十八条の八の二に規定する安定した職業に就くことができなかつた者（これに準ずる者として第八条の八の三各号に掲げるものとなることができなかつた者を含む。次号において同じ。）に限る。）であつて、当該高等学校等を卒業し又は修了した後一年を経過するまでの間に同条に規定する安定した職業に就こうとするもの六 高等学校等就学者であつた者（災害その他やむを得ない事由により、当該高等学校等を卒業し又は修了した後引き続いて就職に必要な知識及び技能の習得を行い、その後引き続いて第十八条の八の二に規定する安定した職業に就くことができなかつた者に限る。）であつて、当該知識及び技能の習得後一年を経過するまでの間に同条に規定する安定した職業に就こうとするもの

六 構の施設（十六歳に達する日以後の最初の三月三十日までの間にあるとき入学するものを除く。）

六 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第十六条第六号に規定する国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修の目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設

七 高等学校及び学校教育法第一条に規定する中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）（いずれも同法第五十八条第一項（同法第七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する専攻科に限る。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第一百二十五条第一項に規定する一般課程に限る。）並びに同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校のうち、被保護者がこれらを卒業し若しくは修了し、又はこれらにおいて教育を受けることによりその者の収入を増加させ、若しくはその自立を助長することができる見込みがあると認められるもの

八 前各号に掲げるもののほか、被保護者が卒業し若しくは修了し、又は教育を受けることによりその者の収入を増加させ、若しくはその自立を助長することができる見込みがあると認められる教育訓練施設

（法第五十五条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める安定した職業）

九 第十八条の八の二 法第五十五条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める安定した職業は、おむね六月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められるものとする。

（法第五十五条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める者）

十 第十八条の八の三 法第五十五条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 事業を確實に開始すると見込まれる者であつて、おおむね六月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれるもの

二 職業（前条に規定する安定した職業を除く。）に確実に就くと見込まれる者であつて、

（その者が属する被保護世帯において、その者の就労による収入の増加により、おおむね六ヶ月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれるもの）
（進学・就職準備給付金の支給の申請）

第十八条の九 進学・就職準備給付金の支給を受けようとする被保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を法第五十五条の五第一項の規定により進学・就職準備給付金を支給する者に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一 被保護者の氏名、住所又は居所及び個人番号

二 法第五十五条の五第一項第一号に該当する者にあつては、特定教育訓練施設の名称

三 法第五十五条の五第一項第一号に該当する者にあつては、その者又はその者が属する世帯が、おおむね六ヶ月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができる」と見込まれる理由

四 その他必要な事項

法第五十五条の五第一項の規定により進学・就職準備給付金を支給する者は、前項に規定する申請書のほか、進学・就職準備給付金の支給の決定に必要な書類の提出を求めることができる。

（進学・就職準備給付金の支給）

第十八条の十 進学・就職準備給付金は、厚生労働大臣が定める額を、被保護者が法第五十五条の五第一項各号のいずれかに該当する者となることに伴う保護の変更若しくは廃止の決定前又は当該決定後速やかに、支給するものとする。（再支給の制限）

第十八条の十一 進学・就職準備給付金の支給を受けた者には、その支給が終了した後に、進学・就職準備給付金を支給しない。

（法第五十五条の七第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第十八条の十二 法第五十五条の七第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、法第五十五条の七第一項の被保護者就労支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であつて、社会福祉法人又は一般社団法人、一般財團法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）、第二条第二項に規定する特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）

- | | | | |
|--------|--|-----|---|
| | | | (様式に関する経過措置) |
| 1 | この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。 | 2 | この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。 |
| 3 | この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年三月一日)から施行する。 | 4 | この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。 |
| | この省令は、平成十四年十月一日から施行する。 | | この省令は、平成一四年九月五日厚生労働省令第一一七号抄 |
| | (施行期日) | | (平成一四年九月五日厚生労働省令第一一七号)抄 |
| 附 則 | (平成一六年七月九日厚生労働省令第一一二号)抄 | 附 則 | (平成一六年四月一日厚生労働省令第八八号) |
| (施行期日) | (施行期日) | 附 則 | (平成一六年四月一日厚生労働省令第八八号) |
| 第一条 | この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。 | 第一条 | この省令は、平成十六年四月一日から施行する。 |
| 附 則 | (平成一七年六月二九日厚生労働省令第一〇四号) | 附 則 | (平成一六年七月九日厚生労働省令第一一二号) |
| (施行期日) | (施行期日) | 附 則 | (平成一七年九月三十日厚生労働省令第一五一号) |
| 第一条 | この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。 | 第一条 | この省令は、平成一八年三月三一日から施行す |
| 附 則 | (平成一八年三月三一日厚生労働省令第八三号) | 附 則 | (平成一八年三月三一日厚生労働省令第八三号) |

(介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第十五条ただし書の規定による別段の申出)

第一条 (施行期日) この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

を含む。)に規定する指定の有効期間の満了の日までの期間(当該日が施行日から一年以内に到来する場合にあっては、当該日から六

を含む。)に規定する指定の有効期間の満了の日までの期間(当該日が施行日から一年以内に到来する場合にあっては、当該日から六

(様式に関する経過措置)

第五条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (平成三十一年六月八日厚生労働省)

(施行期日等)

第一条 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の生活保護法施行規則第十八条の七から第十八条の十一までの規定は、平成三十年一月一日から適用する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の生活保護法施行規則様式第二号(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の生活保護法施行規則様式第二号によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (平成三十一年九月二十八日厚生労働省)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二十八日厚生労働省)

(施行期日)

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和元年九月一三日厚生労働省)

(施行期日)

第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律

の整備に関する法律(令和元年法律第三十七号)の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。ただし、第十一条(職業能力開発促進法施行規則様式第十一号の改正規定に限る。)の規定及び次条第三項の規定は公布の日から、

第三条、第四条、第六条、第七条、第十一条(同令第四十二条の次に次の二条を加える改正規定及び同令様式第八号の改正規定に限る。)、

第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条及び第二十四条並びに附則第四条及び第六条の規定は同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

この省令は、令和六年三月一日から施行する。ただし、第五条中生活保護法施行規則第二十二条第二項の改正規定については、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年九月一一日厚生労働省)

(施行期日)

1 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和六年三月二六日厚生労働省)

(施行期日等)

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

2 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

3 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月二七日厚生労働省)

(施行期日)

1 この省令は、令和六年三月二七日から施行する。

2 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

3 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年四月二四日厚生労働省)

(施行期日等)

1 この省令は、令和六年四月二四日から施行する。

2 この省令は、令和六年四月二四日から施行する。

3 この省令は、令和六年四月二四日から施行する。

附 則 (令和二年一二月九日厚生労働省)

(施行期日)

1 この省令は、令和二年一二月九日から施行する。

2 この省令は、令和二年一二月九日から施行する。

3 この省令は、令和二年一二月九日から施行する。

附 則 (令和二年二月九日厚生労働省)

(施行期日)

1 この省令は、令和二年二月九日から施行する。

2 この省令は、令和二年二月九日から施行する。

3 この省令は、令和二年二月九日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

様式第一号(第四条関係)

様式第二号(第九条関係)

立入検査票	所屬庁	届 名 氏 年 月 日
厚生労働大臣地方取扱事務局	署 名 氏 年 月 日	厚生労働大臣地方取扱事務局 基 印
市道府県知事	署 名 氏 年 月 日	厚生労働大臣地方取扱事務局 基 印
長 氏 年 月 日 交付	名 印	

様式第三号（第十三条関係）

样式第二号(第九条關係)

6

卷之三

二月の書類は、前回二月のリターンと、四五十五リターンと併せてある。

Page 1 of 1